

独立家計調書

Record of Independent Household Finances

| | | |
|--------------|----|-------|
| 研究科(学府・教育部): | | 専攻: |
| 学生証番号 | 氏名 | 指導教員名 |

【記入上の注意】※2ページ目を必ず熟読し記入してください。

- ①独立申請を希望する者は本紙を必ず提出してください。
 ②親族等からの仕送りや援助を受けている者は、独立した生計を営む者とは認定できません。
 ③一般の常識的生活を維持する収入(最低103万円)及び支出を前提として、それぞれの月額(単位:千円)を記入してください。
 ④不定期の収入は過去6ヶ月の平均で記入してください。
 ⑤収入≥支出が成立していることがわかるよう記入してください。
 ⑥申請のしおりの説明を確認し、記載した内容により必要な書類を提出してください。本年度収入欄に記載されたものについては、当該所得に関する証明書を必ず提出してください。貯金を生活費の一部又は全部としている場合は、通帳のコピー(通帳名義と申請時の残高が分かるページのセット)または残高証明(申請時のもの)を提出してください。
 貯金を収入として記入できるのは、社会人経験者等の独立家計を営んだ実績がある者のみです。前年度まで両親に扶養されていた者は独立家計の収入として貯金は認められません。
 ⑦日本学術振興会特別研究員、リーディング大学院やWINGSの奨励金、卓越RAについては、定職欄に記入してください。
 ⑧授業料は、授業料免除が不許可になった場合を想定した金額を、支出に計上してください。
 ⑨後期申請時に本紙を提出する場合、令和6年度(本年度)については、10月から3月までの状況を記入してください。

| 収入(月額) | | 令和5(2023)年度 (2023.4~2024.3) | | 令和6(2024)年度 (2024.4~2025.3) | | 支出(月額) | | 令和5(2023)年度 (2023.4~2024.3) | | 令和6(2024)年度 (2024.4~2025.3) | |
|-------------------------------------|-----|--------------------------------|-----|--------------------------------|--------|--------------------|-----|--------------------------------|----------|--------------------------------|-----|
| | | 本人 | 配偶者 | 本人 | 配偶者 | 本人 | 配偶者 | 本人 | 配偶者 | 本人 | 配偶者 |
| 定職 () ※学振DC,WINGS奨励金,卓越RA等含む | 本人 | | | | | 住居費 | | | | | |
| アルバイト () | 本人 | | | | | 食費 | | | | | |
| 奨学金 (日本学生支援機構) | 本人 | | | | | 水道光熱費・通信費 | | | | | |
| 奨学金 () | 本人 | | | | | 研究・勉強費 | | | | | |
| 貯金・利子・配当 ※貯金を記入する際は注意⑥を参照 | 本人 | | | | | 健康保険費 医療費 税金 | | | | | |
| 仕送り等 () | 本人 | | | | | 子どもの養育費 | | | | | |
| その他 () | 本人 | | | | | その他() | | | | | |
| | 配偶者 | | | | | 授業料 | | | 学部 修士 | 44千円 | |
| | 本人 | | | | | | | | 博士 | 43千円 | |
| | 配偶者 | | | | | | | | 法科大 | 67千円 | |
| 合計(月額) | 月額 | 千円 | 月額 | 千円 | 合計(月額) | 月額 | 千円 | 月額 | 千円 | | |

支出が収入を超過していないことを必ず確認してください

※必ず授業料を含めて計算すること

大学院学生の独立生計認定について

独立生計認定要件(全てに該当していること)

※大学院学生で独立して生計を営んでいる者と認定されるには、以下の①～④全てに該当している必要があります。

- ① 所得税法上、父母等の扶養家族でない者。^{*1}
- ② 昨年度及び今年度において、本人(又は配偶者)に独立した生計(授業料含む)を営むに足る収入があり、それに関する所得申告がなされ、所得証明書が発行される者。^{*2}
- ③ 本人(及び配偶者)の父母等と別居している者。^{*3}
- ④ 父母等(配偶者を除く)からの仕送りや援助を一切受けていない者。^{*4}

上記を証明する必要書類 (ア. ~オ. 全ての書類が必要です)

- ア. 父母等の市区町村役所発行 最新の所得証明書(扶養親族について記載のあるもの)
- イ. 父母等の令和5年分確定申告書第一表及び第二表【写】又は 令和5年分源泉徴収票【写】^{*5}
(確定申告をしている場合は、必ず確定申告書【写】を提出してください)
- ウ. 本人(及び配偶者)の最新の所得証明書(市区町村役所発行、扶養親族について記載のあるもの)^{*6}
- エ. 本人(及び配偶者)の住民票(世帯全員の住民票として証明のあるもの)
- オ. 賃貸契約書【写】(本人または配偶者名義で、住所・家賃・契約期間と貸主借主の押印部分が必要。)

注: 上記以外にも必要に応じて参考となる書類の提出を求めることがあります。

「今年の収入見通しが立っていない者」は、独立した生計を営む者とは認定できません。

〔独立家計の証明方法〕

- a: 「昨年独立で生計を営んだ実績がある者でその収入が継続している」→昨年度の収入の証明
(源泉徴収票や確定申告等)
- b: それ以外の場合→今年度の収入の証明(年収見込み証明、貯蓄額の確認等)
→詳しくは、『学費免除申請のしおり』の「所得等に関する証明書類」のページをご参照ください。

〔注意事項〕

- * 1 必ず所得税法上の扶養家族ではないことが分かる書類を提出してください。健康保険上の扶養家族を証明する書類(健康保険証の扶養資格喪失の書類や、扶養手当受給資格喪失の書類)の提出は認められません。
- * 2 昨年度の収入実績が無かったとしても、特例として「定職に就いた場合(日本学術振興会特別研究員含む)」等は、独立を認めることがあります。
- * 3 二世帯住宅等では別居と認定できません。また、仮に別居の実態があったとしても、父母等の住所から住民票を移していない場合も認定できません。
- * 4 親の所有する住宅に住む、親の健康保険の扶養に入っているなど、親族等から便宜供与を受けている場合も、独立した生計を営む者とは認められません。※賃貸契約をして、家賃を負担していても、親族所有の家に住んでいる場合、独立申請は認められません。
- * 5 [イ]の書類上で税法上の扶養から外れていない場合は、加えて申請時現在において扶養から外れていることが分かる書類が必要です。(例えば、給与所得者の場合、勤務先の社印の押された「所得税法上の被扶養者としていないことの証明書」や、自営業の場合「基準日以降扶養しないことの申立書」など)
- * 6 昨年の収入が無い等の理由により本人の所得証明書が発行されない方は、非課税証明書(市区町村役所発行)を提出してください。